

（仮称）生田緑地ビジョンアクションプラン策定に向けた 実証実験等支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本委託は、（仮称）生田緑地ビジョンアクションプラン策定に向けて、植生管理計画の見直しに向けた仕組みづくりや大学等との連携の可能性について把握するための実証実験を実施し、（仮称）生田緑地ビジョンアクションプランに取組内容を反映するものとする。また、生田緑地ビジョンに基づく短・中長期的な具体的な取り組みを検討するにあたって、オープンハウス型説明会や有識者会議の運営や、多様な主体との意見交換会の企画・運営への助言を行い（仮称）生田緑地ビジョンアクションプランの素案の作成支援を行うとともに、取組内容を市民が分かりやすく理解できるよう、イラスト等を活用した（仮称）生田緑地ビジョンアクションプランのパンフレットを作成するものとする。

なお、植生管理計画の見直しについては、活動参加者の知識や技術の向上や、持続的な順応的管理を実践する仕組みづくりに向けて、市民参加型の樹林地調査活動を試行的に実施し、大学との連携については、近隣の大学等と連携した取組を試験的に実施する。

2 主な業務概要

（１）件名

（仮称）生田緑地ビジョンアクションプラン策定に向けた実証実験等支援業務委託

（２）履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

（３）履行場所

川崎市多摩区枳形7丁目地内他

（４）主な業務内容

ア 持続的な順応的管理に向けた市民参加型の樹林地調査の試行実施

（ア）企画・準備

（イ）当日の運営

（ウ）調査記録の作成

イ 近隣の大学と連携した試行実施

ウ （仮称）生田緑地ビジョンアクションプランの素案作成支援

（ア）会議等の企画・運営への助言

（イ）（仮称）生田緑地ビジョンアクションプランの素案作成時の支援

（ウ）（仮称）生田緑地ビジョンアクションプランのパンフレット作成

エ 報告書の作成

オ 打合せ協議

(5) 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とします。

4, 400, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人又は任意に結成された2者以上の共同企業体によるものとし、次に掲げる要件を備えた者とする。

ただし、本プロポーザルについて、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできない。なお、参加意向申出書（様式1）の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。

【単独の法人が満たすべき要件】

- (1) 法人であること
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (4) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他業務」、種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中〔申請中含む〕であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。）
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

【共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件】

- (1) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていること（参加申込時点で業者登録中〔申請中含む〕であり、かつ契約時点で業者登録業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。）
- (2) 【単独の法人が満たすべき要件】(1) から (3)、(5)、(6)

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課計画調整担当 鈴木、清水

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎17階）

電 話 044-200-1202（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

5 実施手順（概要）

公募後の受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内容	期間等
参加意向申出書提出期間	令和6年7月19日（金）～令和6年8月1日（木） ※午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
参加資格審査結果通知	令和6年8月5日（月）
質問受付期間	令和6年7月19日（金）～令和6年8月1日（木）午後5時まで
質問回答	令和6年8月5日（月）
企画提案書等提出期限	令和6年8月9日（金） ※午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
審査	令和6年8月下旬のうち、指定の日時（予定）
受託候補者選定結果の通知	令和6年8月下旬ごろを予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

（1）公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、様式についても併せて掲載します。

（2）公表開始日

令和6年7月19日（金）

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「3 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部ずつ提出してください。

（1）提出期間

令和6年7月19日（金）から令和6年8月1日（木）まで

(郵送の場合は令和6年8月1日(木) 必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 委任状(様式2) ※共同企業体による参加の場合に提出

ウ 共同企業体協定書(様式3) ※共同企業体による参加の場合に提出

エ 共同企業体編成表(様式4) ※共同企業体による参加の場合に提出

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書(様式5)に質問内容を記載し、「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付してください。

(2) 受付期間

令和6年7月19日(金) から令和6年8月1日(木) 午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年8月5日(月) までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和6年8月9日(金)

(郵送の場合は令和6年8月9日(金) までに必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出書類(ア～オはすべて任意様式)

ア 企画提案書

20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 業務実績表

エ 会社(団体) 概要書(パンフレット等)

オ 見積書

(3) 提出部数

ア 見積書以外：PDF データで各 1 部

(書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名_書類名」とすること。

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf)

イ 見積書：原本（紙）を 1 部（押印あり）

(4) 提出方法

ア 見積書以外：別途指定する Logo フォームにアップロードし、送信すること。

指定 Logo フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/665030>

イ 見積書：「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限りません。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、(仮称) 生田緑地ビジョンアクションプラン策定に向けた実証実験等支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和 6 年 8 月下旬のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡します。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は 3 名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

(3) 提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおりとなります。

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定いたします。なお、基準点を総合得点の 60%とし、提案者が 1 者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者いたします。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和 6 年 8 月下旬ごろ

11 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 契約日前に「3 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。
- (4) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。

評価項目		評価の着目点	評点
(1) 業務目的・内容の理解度	1) 理解度	・事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。	10
	2) 知識・能力	・業務に必要な知識、能力が十分か。	10
	3) 積極性	・業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。	10
(2) 事業実施体制	1) 組織体制	・業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。	10
	2) スケジュール	・履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。	10
(3) 事業の企画力	1) 企画力	・これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。	10
	2) 手順・方法	・効率的・効果的な手順・方法が提案されているか。	10
	3) 実現性	・提案内容に具体性と実現性があるか。	10
	4) 資料作成	・提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。	10
(4) 実績評価		・本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。	10
			100